

市民税・県民税申告書記載例

【令和8年度(令和7年分)】

申告書を提出する際は、個人番号(マイナンバー)の記入及び本人確認書類の提示又は添付が必要です。

番号法の施行に伴い、平成29年度以降の市県民税申告書には個人番号(マイナンバー)の記入が必要となっています。
また、申告書の提出の際には本人確認(番号確認及び身元確認)を実施しますので、関係書類をご用意いただきますようお願いします。

〔マイナンバーの記入等の要否〕		〔本人確認書類〕	
申告者本人	必要	本人確認書類の提示 (または写しの添付)	●マイナンバーカードの交付を受けている方 → マイナンバーカード
扶養親族等	必要	不要	●マイナンバーカードの交付を受けっていない方
		番号確認書類	身元確認書類
		マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書など	運転免許証、パスポート、障害者手帳、被保険者証、年金手帳など

令和8年度分市民税・県民税申告書
令和7年(2025年)1月1日から12月31日までの所得等を記入してください。

魚沼市小出島910番地 同上

受付印 現住所 行政区番号
令和8年1月1日 世帯番号
宛名番号

魚沼市長 氏名 ウオヌマ タロウ 生年月日 大昭和・令

提出年月日 魚沼 太郎 職業又は職業
令和7年1月1日個人番号 123456789999
※該当する番号に○を付けてください。

1. 下記の者の扶養となっていた方
2. 非課税収入のみ(右記から該当するものに○を付ける)
3. 就学中 学校名:
4. その他
5. 所得から差し引かれる金額に関する事項
社会保険の種類
国保税 100,000 円
確定拠出年金 200,000
合計 300,000

社会保険料控除
新生命保険料の計 65,000 円
新個人年金保険料の計 60,000 円
介護医療保険料の計 31,000 円
⑬支払保険料を記入し、支払い先から発行される証明書を添付してください。

⑭扶養控除
□寡婦控除
□死別
□離婚
□生死不明
□未帰還
⑮個人年金保険料控除
⑯介護医療保険料控除
⑰勤労学生控除
⑱ひとり親控除
⑲扶養控除
⑳扶養親族の氏名、生年月日、続柄を記入し、同居・別居のどちらかにチェックしてください。扶養親族等のうち別居されている方がいる場合は裏面「11」も記入してください。また、特定親族に該当する場合は特親欄に「○」を記入してください。

⑳本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合は氏名と障害の程度を記入してください。

⑳控除の対象となる配偶者がいる場合は記入してください。
また、本人の所得が1,000万円を超える方で、同一生計配偶者がいる場合にも記入が必要です。

16歳未満の扶養親族かい
る場合は、忘れずに記入して
ください。

医療費控除の特例を選択する場合は□に1と記入してください。

明細書を作成し、添付してください。

裏面もご覧ください。

控除額算出資料

⑬社会保険料控除 及び ⑭小規模企業共済等掛金控除		支払金額=控除額
⑮生命保険料控除	控除額	
旧生命・ 旧個人年金 契約のみⒶ	支払保険料15,000円以下 支払保険料15,001円~40,000円 支払保険料40,001円以上	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円(最高35,000円)
新生命・ 介護医療・ 新個人年金 契約のみⒷ	支払保険料12,000円以下 支払保険料12,001円~32,000円 支払保険料32,001円以上	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+6,000円 支払保険料×1/4+14,000円(最高28,000円)
新旧混在Ⓒ	新・旧契約の各控除額の合計	最高28,000円

控除額=生命保険ⒶⒷⒸのうち最高額+個人年金ⒶⒷⒸのうち最高額+介護医療Ⓑ(最高70,000円)

●記載例の場合 $(65,000\text{円} \times 1/4 + 14,000\text{円}) > \text{最高}28,000\text{円} + (60,000\text{円} \times 1/4 + 17,500\text{円}) + (31,000\text{円} \times 1/2 + 6,000\text{円}) = 82,000\text{円}$ だが最高70,000円のため70,000円

⑯地震保険料控除		控除額
A 地震保険料	支払保険料5,000円以下	支払保険料の全額
B 旧長期損害保険料	支払保険料5,001円以上	支払保険料×1/2+2,500円(最高10,000円)

控除額=A+B(最高25,000円)

●記載例の場合 $(5,600\text{円} \times 1/2) + (12,000\text{円} \times 1/2 + 2,500\text{円}) = 11,300\text{円}$

⑰～㉕ 所得控除区分		控除額
⑰寡婦控除	条件 [1]合計所得金額が500万円以下 [2]事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと [3]総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる [4]次のいずれかに該当 ①夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明など ②夫と離別した後婚姻をしておらず、合計所得金額58万円以下の扶養親族を有する	寡婦 30万円
⑯ひとり親控除	現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などで、[1]～[3]のいずれにも該当 ひとり親 26万円	—
⑰勤労学生控除	合計所得金額85万円以下で給与所得以外の所得が10万円以下 勤労学生 26万円	—
⑯障害者控除	身障手帳3級以下、精神保健手帳2級、療育手帳B、C等 障害者 26万円 魚沼太郎…26万円 身障手帳1、2級、精神保健手帳1級、療育手帳A等 特別障害 30万円 上記特別障害である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や生計同一親族と同居 同居特別障害 53万円	—

⑰～㉕ 所得控除区分		控除額
⑰寡婦控除	条件 [1]合計所得金額が500万円以下 [2]事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと [3]総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる [4]次のいずれかに該当 ①夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明など ②夫と離別した後婚姻をしておらず、合計所得金額58万円以下の扶養親族を有する	寡婦 30万円
⑯ひとり親控除	現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などで、[1]～[3]のいずれにも該当 ひとり親 26万円	—
⑰勤労学生控除	合計所得金額85万円以下で給与所得以外の所得が10万円以下 勤労学生 26万円	—
⑯障害者控除	身障手帳3級以下、精神保健手帳2級、療育手帳B、C等 障害者 26万円 魚沼太郎…26万円 身障手帳1、2級、精神保健手帳1級、療育手帳A等 特別障害 30万円 上記特別障害である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や生計同一親族と同居 同居特別障害 53万円	—

⑰～㉕ 所得控除区分		控除額
⑰寡婦控除	条件 [1]合計所得金額が500万円以下 [2]事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと [3]総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる [4]次のいずれかに該当 ①夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明など ②夫と離別した後婚姻をしておらず、合計所得金額58万円以下の扶養親族を有する	寡婦 30万円
⑯ひとり親控除	現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などで、[1]～[3]のいずれにも該当 ひとり親 26万円	—
⑰勤労学生控除	合計所得金額85万円以下で給与所得以外の所得が10万円以下 勤労学生 26万円	—
⑯障害者控除	身障手帳3級以下、精神保健手帳2級、療育手帳B、C等 障害者 26万円 魚沼太郎…26万円 身障手帳1、2級、精神保健手帳1級、療育手帳A等 特別障害 30万円 上記特別障害である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や生計同一親族と同居 同居特別障害 53万円	—

⑰～㉕ 所得控除区分		控除額
⑰寡婦控除	条件 [1]合計所得金額が500万円以下 [2]事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと [3]総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる [4]次のいずれかに該当 ①夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明など ②夫と離別した後婚姻をしておらず、合計所得金額58万円以下の扶養親族を有する	寡婦 30万円
⑯ひとり親控除	現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などで、[1]～[3]のいずれにも該当 ひとり親 26万円	—
⑰勤労学生控除	合計所得金額85万円以下で給与所得以外の所得が10万円以下 勤労学生 26万円	—
⑯障害者控除	身障手帳3級以下、精神保健手帳2級、療育手帳B、C等 障害者 26万円 魚沼太郎…26万円 身障手帳1、2級、精神保健手帳1級、療育手帳A等 特別障害 30万円 上記特別障害である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や生計同一親族と同居 同居特別障害 53万円	—

⑰～㉕ 所得控除区分		控除額
⑰寡婦控除	条件 [1]合計所得金額が500万円以下 [2]事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと [3]総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる [4]次のいずれかに該当 ①夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明など ②夫と離別した後婚姻をしておらず、合計所得金額58万円以下の扶養親族を有する	寡婦 30万円
⑯ひとり親控除	現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などで、[1]～[3]のいずれにも該当 ひとり親 26万円	—
⑰勤労学生控除	合計所得金額85万円以下で給与所得以外の所得が10万円以下 勤労学生 26万円	—
⑯障害者控除	身障手帳3級以下、精神保健手帳2級、療育手帳B、C等 障害者 26万円 魚沼太郎…26万円 身障手帳1、2級、精神保健手帳1級、療育手帳A等 特別障害 30万円 上記特別障害である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や生計同一親族と同居 同居特別障害 53万円	—

⑰～㉕ 所得控除区分		控除額
⑰寡婦控除	条件 [1]合計所得金額が500万円以下 [2]事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと [3]総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる [4]次のいずれかに該当 ①夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明など ②夫と離別した後婚姻をしておらず、合計所得金額58万円以下の扶養親族を有する	寡婦 30万円
⑯ひとり親控除	現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などで、[1]～[3]のいずれにも該当 ひとり親 26万円	—
⑰勤労学生控除	合計所得金額85万円以下で給与所得以外の所得が10万円以下 勤労学生 26万円	—
⑯障害者控除	身障手帳3級以下、精神保健手帳2級、療育手帳B、C等 障害者 26万円 魚沼太郎…26万円 身障手帳1、2級、精神保健手帳1級、療育手帳A等 特別障害 30万円 上記特別障害である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や生計同一親族と同居 同居特別障害 53万円	—

●記載例の場合(従来分) $220,000\text{円}-90,000\text{円}-100,000\text{円}(2,767,856\text{円} \times 5\%)>100,000\text{円}=30,000\text{円}$

